

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年六月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

路線名	百二十五号
供用開始の区間	熊谷市佐谷田字飯塚一四二四番二地先から 同市佐谷田字飯塚一四二九番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成二十九年六月六日
備考	平成二十七年十月二日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一四六・七〇メートル